

# 国立大学法人大分大学建設工事技術評価委員会細則

平成21年4月1日制定

## (設置)

第1条 国立大学法人大分大学に、建設工事に係る総合評価落札方式の審査を行う場合において、適正を期するために必要な事項を審議することを目的として、国立大学法人大分大学建設工事技術評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術提案書を求める際の評価項目及び評価基準の決定
- (2) 技術提案書の評価
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務部長
  - (2) 学内外の学識経験者等 3人
  - (3) 施設企画課長
  - (4) 施設管理課長
- 2 前項第2号の委員は、委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公平な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、委員長が依頼するものとする。

## (任期)

第4条 第3条第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、財務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

## (委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (事務)

第7条 委員会の事務は、財務部施設企画課において処理する。

## (雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則 (平成21年細則第14号)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学建設工事技術評価委員会要項（平成19年3月30日制定）は、廃止する。